

外国人との共生社会の実現に向けた ロードマップ

令和4年（2022年）6月14日

外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議

第1 基本的な考え方

我が国における在留外国人数¹は増加傾向にあり、リーマンショックや東日本大震災の影響による一時的な減少は見られたが、令和元年（2019年）末には約293万人と過去最高となった。その後、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受け、在留外国人数は若干減少したが、令和3年（2021年）12月末現在においては約276万人²（我が国の総人口³に占める割合は2.18%）となっており、30年前の約128万人と比べると約2.15倍と大幅に増加（約148万人増加）している⁴。最近は、南米諸国出身日系人等（以下「日系人等」という。）に加え、アジア諸国出身の外国人が大きく増加しており、国籍・地域の多様化が進んでいる。外国人労働者数も、令和3年（2021年）10月末において約173万人⁵と、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響下においても、過去最高となっている。

在留外国人の増加、特に、平成2年（1990年）の改正入管法の施行を契機とした日系人等の増加⁶及びそれに伴って生じた様々な課題等を踏まえ、地方公共団体において必要に迫られて地域社会の構成員の一員として受け入れるための各種施策が実行されてきた。また、政府においても、平成18年（2006年）12月に「『生活者としての外国人』に関する総合的対応策」を取りまとめるなどし、外国人が社会の一員として日本人と同様の公共サービスを享受するなど、各種受入れ環境の整備に努めてきた⁷。

¹ 外国人とは、日本国籍を有しない者をいい、在留外国人とは、中長期在留者及び特別永住者をいう。

² 出入国在留管理庁「令和3年末現在における在留外国人数について」を参照。

³ 総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数（令和3年1月1日現在）」を参照。

⁴ 在留外国人統計（旧登録外国人統計）によると、平成4年（1992年）12月末現在の在留外国人数は約128万人。

⁵ 厚生労働省「『外国人雇用状況』の届出状況まとめ（令和3年10月末現在）」を参照。ここでいう「外国人労働者」とは、外国人の労働者をいい、特別永住者及び在留資格「外交」及び「公用」の者を除くものとする。

⁶ 在留資格「定住者」が創設され、南米諸国出身者を中心とした日系人の来日が増加した。

⁷ ・平成18年（2006年）3月27日に総務省は「地域における多文化共生推進プラン」を策定し、それをモデルに地方公共団体において多文化共生の指針や計画の策定が進められた（令和2年（2020年）9月に改訂）。

・平成18年（2006年）12月25日、外国人が社会の一員として日本人と同様の公共サービスを享受しつつ、生活できる環境を整備するため、「『生活者としての外国人』に関する総合的対応策」を外国人労働者問題関係連絡省庁会議において取りまとめた。

・平成20年（2008年）秋以降の経済危機（リーマンショック）により、再就職が難しい等の理由で生活困難な状況に置かれる人々が増加したこと等から、平成23年（2011年）3月31日、日系定住外国人施策推進会議において「日系定住外国人施策に関する行動計画」を策定。

を行い、外国人の社会へのスムーズな定着を支援する。【総務省】《73》（再掲：1－（3）《7》）

ウ 外国人の生活状況に係る実態把握のための政府統計の充実等
（政府統計等における調査項目の見直し等）

- 出入国管理統計及び在留外国人統計等のバックデータ等を活用し、国籍、年齢、在留資格及び雇用状況届出情報等を基に業種（職種）別などの外国人の生活状況の実態把握が可能な新たな統計表を順次作成・公表する。

また、出入国在留管理庁が保有する外国人に関する属性情報及び地域別の在留情報等を活用し、各府省庁が所管する既存の統計表に新たに取り入れることができる項目を調査し、各府省庁が有する得意分野を分担することにより、外国人の生活状況の実態把握が可能な府省庁横断的な統計表を順次作成・公表する。【法務省】《74》

- 外国人労働者の労働条件、キャリア形成等の雇用管理の実態の把握に加え、我が国内外における労働移動等の実態を適切に把握するための統計の整備を行う。【厚生労働省】《75》

- 「在留外国人に対する基礎調査」等を継続的に実施し、国籍、在留資格、主な使用言語等の属性にも留意した上で、外国人が抱える職業上、日常生活上、社会生活上の問題点を的確に把握することで、共生施策の企画・立案・実施に反映させる。【法務省】《76》（再掲：2－（3）《15》、3－（3）《66》）

（「共生に関する白書（仮称）」の作成等）

- 政府における外国人に関する共生施策について、外国人や国民の理解を得ながら、既存施策の改善や新たな施策の企画・立案を行っていくため、共生施策の実施状況を白書として取りまとめ、公表することを検討し、その検討結果を踏まえ、白書を作成・公表する。【法務省】《77》（再掲：4－（3）《68》）

エ 共生社会の基盤整備のための情報収集強化及び関係機関間の連携強化

（外国人に対する支援を目的とした情報収集能力・関係機関間の連携強化）

- 地域における外国人支援者が、相互にその存在や活動内容等を共有する機会を設け、外国人支援者同士が連携・協力して効果的に外国人への支援が行われるよう、外国人支援者のネットワークの構築を図り、外国人支援者ネットワーク構築事例を収集し、事例集を作成する。